

# 家庭ごみの正しい分け方・出し方



～守ろう！ごみの出し方3原則～（守らない場合、収集できません。）

きまった**ごみ** → 分別して、決められた方法

きまった**日時** → 指定日の夜明けから朝**8:30**までに

きまった**場所** → 他の場所には出さない

- ご注意**
- ・祝日も収集しています。（ただし、土曜、日曜、1月1日～3日は収集しません。）
  - ・災害などで収集できない場合があります。台風の時は、次回の収集日にごみを出すようご協力をお願いします。
  - ・一世帯で一度に出せる量は**6点**までです。

| ごみに関する お問い合わせ先                                    |                                            |                |                |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------|----------------|
| ■ごみの収集<br>■資源物・スプリング入り製品の持ち込み<br>※草木のみ、事前の予約が必要です | そだごみの収集、ごみの分別ごみ置き場・不法投棄について                | クリーン推進課        | ☎ 098-889-3567 |
| ■ごみの持ち込み<br>※事前の予約が必要です                           | 資源物（布・びん・ペットボトル・布・草木）スプリング入りマットレス・ソファの持ち込み | 那覇・南風原クリーンセンター | ☎ 098-882-6701 |
| ■ごみ減量・資源化、事業所ごみ                                   | もやすごみ、もやさないごみ、そだごみ、引越ごみ等                   | 環境政策課          | ☎ 098-951-3231 |
| ■街路樹のせん定、倒木、倒溝のごみ                                 | ごみの分別、許可業者について                             | 道路管理課          | ☎ 098-951-3237 |
| ■道路上の犬猫死骸処理                                       | 市道に限定                                      | クリーン推進課        | ☎ 098-889-3567 |
|                                                   | 市道・私道（平日8:30～17:15）                        | 本庁守衛室          | ☎ 098-867-0111 |
|                                                   | 市道・私道（上記以外の日・時間）                           | 南部土木事務所        | ☎ 098-867-2941 |
|                                                   | 県道                                         | 南部国道事務所        | ☎ 098-943-6201 |
|                                                   | 国道                                         |                |                |

**① もやすごみ**

必ずしぼってください

もやすごみ

曜 日

**生ごみ**

生ごみは…ギュッとしぼって、ごみ袋の真ん中へ！

水分を切って、ごみ減量と猫・カラス対策を。

**プラスチック類**

DVD、ビニール、おもちゃ、プラスチック容器、洗剤容器など

食品トレーはスーパー等の店頭回収もご利用ください。

**ゴム、皮革**

ゴム・皮革製品

小さなファスナー、金具を含む

**毛布など**

カーテン、毛布、布団など

**廃食油**

食用油

新聞紙等を詰めて染み込ませる

**紙くずなど**

紙くず、カーボン紙、感熱紙、写真等の資源化できない紙類

**その他**

紙おむつ、衛生用品、ペット用トイレの砂、下着類、発泡スチロールなど

汚物はトイレに流す

再生可能な衣類・タオル・シーツ等は「資源物（布）」へ

**② もやさないごみ**（小型電化製品とその他のもやさないごみは袋を分けてください）

必ずしぼってください

もやさないごみ

曜 日

月の第2・4回目

**小型電化製品**

ドライヤー、空気清浄機、プリンター、炊飯器、DVDプレイヤーなど

※指定袋に入っても「そだごみ」となるものがあります

例：除湿機

取り外し可能な電池は取り外してください

コードは1m以内に切断して「もやすごみ」へ

**ガラス製品・食器類**

白熱球、LED電球、スターター、茶碗、耐熱ガラス、化粧品びんなど

蛍光管は「ゆうがいごみ」へ割れたガラス類は「きけんごみ」へ

1辺20cm以上

中身を抜いてください

布・ビニール部分はもやすごみへ

**金属、金属を含む混合物**

なべ、やかん、腕時計、電卓、傘、金属ハンガー、1辺20cm以上の金属缶など

※金属のかたまりは「そだごみ」へ

**捨てやうの？**

リサイクルにご協力ください

携帯電話（本体・充電器）

モビル・リサイクル・ネット・ワーク

くわしくは…各携帯電話ショップへ

**次のものは市で受け入れできません**

家電4品目 処分方法については、環境政策課へお問い合わせください。

●テレビ ●エアコン（室外機） ●冷蔵庫 ●洗濯機 ●洗濯乾燥機

パソコン 表面をご覧ください。

●デスクトップ型 ●ノート型

※自作パソコンなど製造メーカーがいないパソコンについても、リサイクルの対象となります。

**③ ゆうがい・きけんごみ、乾電池**

必ずしぼってください

ゆうがいきけんごみ

曜 日

月の第2・4回目

**ゆうがいごみ**

水銀が含まれているもの。

●蛍光灯（電球タイプも含む）

●水銀体温計

●水銀血圧計

箱に入れるか、新聞などで包んで出す。

包む際、ガムテープなどは使用しないでください。

白熱球・LED電球は、「もやさないごみ」へ

**きけんごみ**

収集時に作業員がけがをする恐れのあるもの。

●割れガラス

●ライター類

●電子・加熱式たばこ

●刃物類

厚紙などで包んで「キケン」と表記して出す。

**乾電池**

●乾電池（マンガン電池・アルカリ電池等）

コイン型

**充電式電池・ボタン電池は回収協力店へ！**

充電式電池

3つの矢印の「リサイクルマーク」が目印！

ボタン電池

型式番号「SR、PR、LR」や形状が目印！

詳しくは裏面をご覧ください

**危険 爆発性のあるもの！**

●カセットボンベ缶（カセットコンロ用）、スプレー缶→使い切った資源物「かん」へ

●ライター類「きけんごみ」へ

ごみ処理施設や収集車の破損、作業員の生命に関わるため

**④ 資源物**（種類ごとに透明・半透明の袋にいらしてください。）

必ずしぼってください

曜 日

月の第1・3・5回目

**かん・びん ペットボトル**

透明・半透明の袋

●主に飲食用で、1辺20cm未満の金属缶

スプレー、カセットボンベ缶は中身を必ず使い切ってください。

かん

**ペットボトル**

中はずすいで、つぶしてください。

PET

ペットボトル

**資源化びん**（ガラスびんの原料などへリサイクルされるびん）

洗って何度も使うびん

リターナブルびん

キャップ・ラベルは「もやすごみ」へ

**草・木**

ひもでしばるか、透明・半透明の袋

●草木以外は混ぜずに6束（6袋）まで。1m以下に切断してください。

袋の口は必ずしぼってください。

草・木

**紙・布**（種類ごとに分けて、ひもでしばってください。）

曜 日

紙・布 ひもでしばって

雨の日には出さないで！

**布・古着類**

●古着 下着、靴下、汚れているもの等は「もやすごみ」へ

●タオル・シーツ

**雑がみ・本類**

包装紙、プリント、ポスターなどパンフレットなど小さな雑誌等は、飛び散らないよう大きな封筒などに入れてください。

新聞紙とチラシはまとめて出せます。

**ダンボール**

紙パック

洗って開いて乾かしてください中がアルミ加工（銀色）の物は「もやすごみ」へ

**草・木**

木材（ベニヤ板、角材）などはペンキや防腐剤が塗られているものがあり、リサイクルできません。「もやすごみ」か「そだごみ」へ

資源化できません

**紙類を出すときの注意点**

●窓付き封筒のセロハン部分、ティッシュ箱のビニール部分は取る

●紙や袋には入れず、テープで巻かない

●資源化できない紙類は「もやすごみ」へ例）紙コップ、伝票、レシート、写真、汚れた紙、シュレッダーした紙など

**草木を持ち込む場合**

・ごみ処理施設への持ち込みは、事前に申込みが必要です。

・使用したビニール袋やヒモなどは持ち帰ってください。

申込み先：クリーン推進課 ☎ 098-889-3567

**そだごみの収集は事前申込制です**

携帯電話・パソコンからの申し込みも可能です。

※迷惑メール対策の設定等で仮受付のメールが届かない場合は、設定を変更するか、お電話でお問い合わせください。

●お申し込み時に、収集日と受付番号をお知らせします。（収集までに10日前後かかることがあります。）

●一世帯で一度に出せる量は6点までです。

●持ち込みについては、那覇・南風原クリーンセンター（098-882-6701）へお問い合わせください。

●家電4品目は、受付できません。

●そだごみ処理券は、スーパー・コンビニなどで購入できます。

●スプリング製品の処理券（適正処理困難物処理券）は、取扱店舗で購入できます。

クリーン推進課 ☎ 098-889-3567

取扱店舗一覧

**そだごみ** 家庭で使用していたもので、指定ごみ袋（大）に入らないものがそだごみとなります。（※一部例外あり）

●600円 2枚貼付

那覇市そだごみ処理券

●300円 1枚貼付

那覇市そだごみ処理券

1m以上のもまたは10kgを超えるもの

そだごみ（大）

1m未満で、かつ10kg以下のもの

そだごみ（小）

家具・寝具類

テーブル、タンス、いす、こたつ、畳、じゅうたん

角材・板切れ

1m以下に切断してください。

物干し竿、ブラインド

金属プラスチック製パイプ

自転車（電動はバッテリーを外す）、ゴルフセット、ベビーカー

その他

●金属のかたまり（チェーン（鎖）、ワイヤーなども含む）、工具類

●石油ストーブなど

●冷暖房・除湿機

●ガスコンロ（卓上コンロ含む）

●電子レンジ

●電池は外してください

●燃料は抜いてください

**スプリング入り製品** そだごみ処理券では代用できません

●2,600円

スプリング入りマットレス

●2人掛け以上 1,940円

スプリング入りソファ

●1人掛け 1,270円

スプリング入りソファ

※ベッドのフレームはそだごみです。別途そだごみ処理券が必要です。

**ごみ処理施設に搬入できないごみ**（市では収集・処分できません）

適正処理困難一般廃棄物

●ボタン電池、充電式電池

●自動車 ●バイク ●塗料

●タイヤ、バッテリー

●化学薬品、劇薬、農薬など

●ボート ●浄化槽 ●廃油

●タンク ●ピアノ ●看板

●火薬等（未使用の火火）

●ガスボンベ ●消火器

●ブロック、コンクリート

●金庫（耐火性） ●その他

自然物

土・砂は自然物です。ごみとして市で収集することができません。

バッテリー

**持ち去り禁止**

市民が出した資源化物を、無断で持ち去ることは条例で禁止されています。（※罰則があります）

※不法投棄は犯罪です

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



# 地域別ごみ収集曜日一覧

【お問い合わせ】クリーン推進課  
☎098-889-3567

| 地区                | 番号                      | 地 域 名                              |                                                                |                                                                | 月                                                              | 火                                                              | 水                                                              | 木            | 金            |                  |
|-------------------|-------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------|--------------|------------------|
| 番地によって収集曜日が異なります。 |                         |                                    |                                                                |                                                                |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
| 首里                | ①                       | 赤田町 1～3 丁目                         | 金城町 1～4 丁目                                                     | 桃原町 1 丁目 (1～7 番地)                                              | 第1・3・5回目<br><br>草木<br><br>もやさないごみ・<br>有害・危険ごみ<br>乾電池<br>第2・4回目 | もやすごみ                                                          | 紙・布                                                            | ペットボトル・かん・びん | もやすごみ        |                  |
|                   |                         | 赤平町 1～2 丁目                         | 久場川町 1～2 丁目                                                    | 桃原町 1 丁目 (10～25 番地)                                            |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 石嶺町 1～4 丁目                         | 崎山町 1～4 丁目                                                     | 鳥堀町 1～5 丁目                                                     |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 池端町                                | 寒川町 1～2 丁目                                                     | 真和志町 1～2 丁目                                                    |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 大中町 1～2 丁目                         | 平良町 1 丁目 (県道 241 号線より城北小学校側)                                   | 山川町 1 丁目 (1～63 番地)                                             |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 儀保町 1 丁目                           | 平良町 2 丁目 (9～18 番地)                                             | 山川町 2 丁目 (1、6、7-1・5・10 番地)                                     |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 儀保町 2 丁目 (1～6 番地)                  | 汀良町 1～3 丁目                                                     | 山川町 3 丁目 (1、4、7、56、57、61 番地)                                   |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 儀保町 3 丁目                           | 当蔵町 1～3 丁目                                                     |                                                                |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
| ②                 | 儀保町 4 丁目 (石嶺本通りより東側)    |                                    |                                                                | 第1・3・5回目<br><br>草木<br><br>もやさないごみ・<br>有害・危険ごみ<br>乾電池<br>第2・4回目 | もやすごみ                                                          | ペットボトル・かん                                                      | 紙・布                                                            | もやすごみ        |              |                  |
|                   | 大名町 1～3 丁目              | 平良町 1 丁目 (県道 241 号線より大名側)          | 桃原町 2 丁目                                                       |                                                                |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   | 儀保町 2 丁目 (1～6 番地を除く)    | 平良町 2 丁目 (9～18 番地を除く)              | 山川町 1 丁目 (64 番地以上)                                             |                                                                |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   | 儀保町 4 丁目 (石嶺本通りより東側を除く) | 桃原町 1 丁目 (8～9 番地)                  | 山川町 2 丁目 (1、6、7-1・5・10 番地を除く)                                  |                                                                |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
| 真和志               | ③                       | 字安里 388～410 番地 (安里交番の南側と安里橋通り北側の間) | 字大道 県道 29 号線 (大道通り) より南側、 (128～129、172～172-8、172-10～173 番地を除く) | 字松川 (295～542、600、601、602、700～800 番地を除く)                        | 第1・3・5回目<br><br>草木<br><br>もやさないごみ・<br>有害・危険ごみ<br>乾電池<br>第2・4回目 | もやすごみ                                                          | 紙・布                                                            | ペットボトル・かん・びん | もやすごみ        |                  |
|                   |                         |                                    | 松川 1～3 丁目                                                      |                                                                |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         |                                    | 三原 1～2 丁目                                                      |                                                                |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   | ④                       | 字上間                                | 字識名                                                            | 字真地                                                            | もやすごみ                                                          | 第1・3・5回目<br><br>草木<br><br>もやさないごみ・<br>有害・危険ごみ<br>乾電池<br>第2・4回目 | 紙・布                                                            | もやすごみ        | ペットボトル・かん・びん |                  |
|                   |                         | 上間 1 丁目                            | 識名 1～4 丁目                                                      | 三原 3 丁目                                                        |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 字国場 (与儀国場北線より寄宮側を除く)               | 字仲井真                                                           | 字与儀 (372 番地以上)                                                 |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 古波蔵 1～4 丁目                         | 長田 1～2 丁目<br>繁多川 1～5 丁目                                        | 与儀 2 丁目<br>寄宮 3 丁目                                             |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   | ⑤                       | 字安里 県道 29 号線 (崇元寺通り～大道通り) より北側     | 字大道の県道 29 号線 (大道通り) より北側                                       | 真嘉比 1～3 丁目                                                     | 第1・3・5回目<br><br>草木<br><br>もやさないごみ・<br>有害・危険ごみ<br>乾電池<br>第2・4回目 | もやすごみ                                                          | ペットボトル・かん                                                      | 紙・布          | もやすごみ        |                  |
|                   |                         |                                    | 字古島                                                            | 字松川 (295～542、600、601、602、700～800 番地)                           |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         |                                    | 古島 1～2 丁目                                                      | 松島 1～2 丁目                                                      |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   | ⑥                       | 字安里 (379～420 番地) 安里交番の北側と大道大通り南側の間 | 字大道 (128～129、172～172-8、172-10～173 番地)                          | 字与儀 (1～371 番地)                                                 | もやすごみ                                                          | 第1・3・5回目<br><br>草木<br><br>もやさないごみ・<br>有害・危険ごみ<br>乾電池<br>第2・4回目 | ペットボトル・かん                                                      | もやすごみ        | 紙・布          |                  |
|                   |                         |                                    |                                                                | 与儀 1 丁目                                                        |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         |                                    | 字国場 (与儀国場北線より寄宮側)                                              | 壺屋 2 丁目                                                        |                                                                |                                                                |                                                                |              |              | 字寄宮<br>寄宮 1～2 丁目 |
| 本庁                | ⑦                       | 曙 1～3 丁目                           | おもろまち 1～4 丁目                                                   | 前島 1～3 丁目                                                      | 第1・3・5回目<br><br>草木<br><br>もやさないごみ・<br>有害・危険ごみ<br>乾電池<br>第2・4回目 | もやすごみ                                                          | ペットボトル・かん                                                      | 紙・布          | もやすごみ        |                  |
|                   |                         | 字安謝                                | 久米 1～2 丁目                                                      | 牧志 1～3 丁目                                                      |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 安謝 1～2 丁目                          | 久茂地 1～3 丁目                                                     | 松尾 1～2 丁目                                                      |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 字天久                                | 辻 1～3 丁目                                                       | 松山 1～2 丁目                                                      |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 天久 1～2 丁目                          | 壺屋 1 丁目                                                        | 港町 1～4 丁目                                                      |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 泉崎 1 丁目                            | 泊 1～3 丁目                                                       | 字銘苅                                                            |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 字上之屋                               | 西 1～3 丁目                                                       | 銘苅 1～3 丁目                                                      |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 上之屋 1 丁目                           | 東町                                                             | 若狭 1～3 丁目                                                      |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   | ⑧                       | 旭町                                 | 楚辺 1～3 丁目                                                      | 樋川 1～2 丁目                                                      | もやすごみ                                                          | 第1・3・5回目<br><br>草木<br><br>もやさないごみ・<br>有害・危険ごみ<br>乾電池<br>第2・4回目 | ペットボトル・かん                                                      | もやすごみ        | 紙・布          |                  |
|                   |                         | 泉崎 2 丁目                            | 壺川 1～3 丁目                                                      | 山下町                                                            |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   |                         | 奥武山町                               |                                                                |                                                                |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
|                   | 小禄                      | ⑨                                  | 赤嶺 1～2 丁目                                                      | 字小禄                                                            | 高良 1～3 丁目                                                      | もやすごみ                                                          | 第1・3・5回目<br><br>草木<br><br>もやさないごみ・<br>有害・危険ごみ<br>乾電池<br>第2・4回目 | ペットボトル・かん    | もやすごみ        | 紙・布              |
|                   |                         |                                    | 安次嶺                                                            | 小禄 1～5 丁目                                                      | 字田原                                                            |                                                                |                                                                |              |              |                  |
| 字宇栄原              |                         |                                    | 金城 1～5 丁目                                                      | 田原 1～4 丁目                                                      |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |
| 宇栄原 1～6 丁目        |                         |                                    | 鏡原町<br>具志 1～3 丁目                                               | 宮城 1 丁目                                                        |                                                                |                                                                |                                                                |              |              |                  |

## ★ 市民のみなさまへ那覇市からのおねがい★

那覇市では、住宅(共同住宅含む)ごとの「門口収集」を行っています。

### ①収集依頼について

新たに戸建住宅に居住される方は、収集の依頼が必要です。共同住宅は、管理者等から依頼が必要となります。

### ②共同住宅建設時の事前協議について

5戸以上の共同住宅は、建築確認を受ける前にごみの置場調整・ごみの収集方法について、事前協議が必要です。

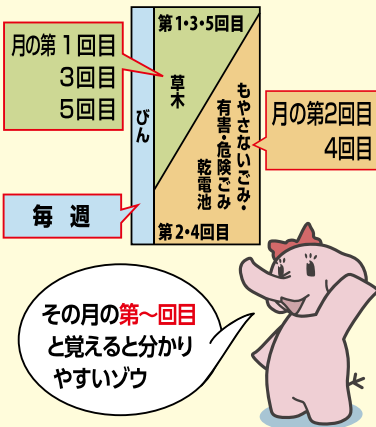
●お問い合わせ・・・クリーン推進課 ☎098-889-3567

## カレンダーの見方

|          | (例) |    |    |    |    |    |    |
|----------|-----|----|----|----|----|----|----|
| 第1回目の火曜日 | 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
| 第1回目の月曜日 |     |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 第2回目の火曜日 | 6   | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
|          | 13  | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|          | 20  | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|          | 27  | 28 | 29 | 30 |    |    |    |

例では、1日が第1火曜日、7日が第1月曜日、8日が第2火曜日です。祝日も収集しています。  
(ただし、土・日、1月1～3日は収集していません。)

□ 第1・3・5回目の曜日  
■ 第2・4回目の曜日



その月の第～回目  
と覚えると分かり  
やすいゾウ

- ・祝日も収集しています。
- ・年末は12月31日まで収集しています。  
(ただし、土曜・日曜に当たる場合は収集しません。)
- ・1月1日～3日は収集しません。

## 市民のみなさまへ 正しい分別にご協力ください！

### 取り外し可能な電池は、取り外してください

回収協力店にて回収

充電式電池・・・3つの矢印の「リサイクルマーク」が目印！



ボタン電池・・・型式記号「SR、PR、LR」や形状が目印！

ボタン型 「SR」＝酸化銀電池・・・腕時計など  
「PR」＝空気亜鉛電池・・・補聴器など  
「LR」＝アルカリボタン電池・・・ゲーム機など

※ボタン電池はセロハンテープで絶縁してください。  
※投入口に入らない電池は対象外です。



充電式電池・ボタン電池の回収店舗一覧はこちら→



市の収集

乾電池・・・マンガン電池・アルカリ電池・コイン電池など

乾電池（マンガン電池・アルカリ電池・コイン電池など）は回収協力店では回収できません。  
透明・半透明の袋に入れて、市の収集曜日に出してください。



### 間違った分別によるごみ処理施設の事故

那覇・南風原クリーンセンターでは、本来受け入れできない鉄の塊が混入され、令和3年度、破砕設備の一部が故障しました。他にも、小型家電に内蔵されている「充電式電池」が原因と考えられる発火事故も多発しており、手選別で充電式電池を除去しています。

安全適正なごみ処理のため、今一度正しい分別方法についてご協力いただきますようお願いいたします。

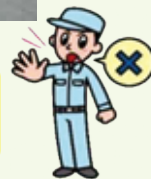


混入していた鉄の塊

発火事故の様子

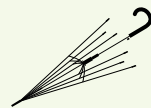
手選別の様子

- ▶取り外し可能な**充電式電池**は、**取り除いてください！**
- ▶**金属のかたまり**などは、**そだごみ**で出してください！

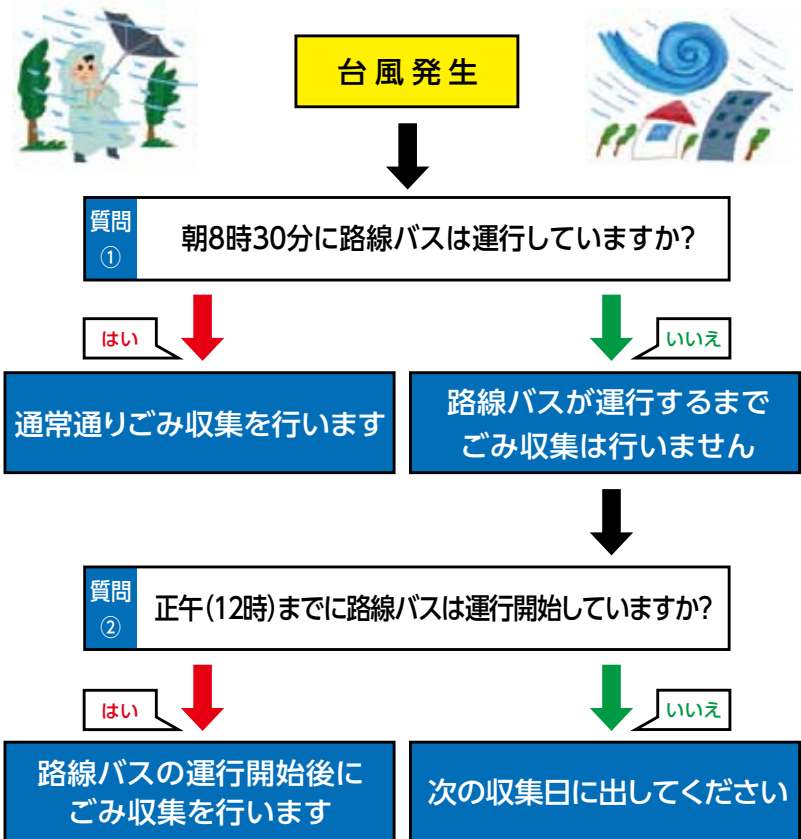


### 傘の分別にご協力をお願いします

かさの骨組みは**もやさないごみ**、  
ビニール・布部分は**もやすごみ**へ！



### 台風時のごみ出しについて



※ごみ収集中に路線バスの運行が停止した場合、その時点から収集を中止します。

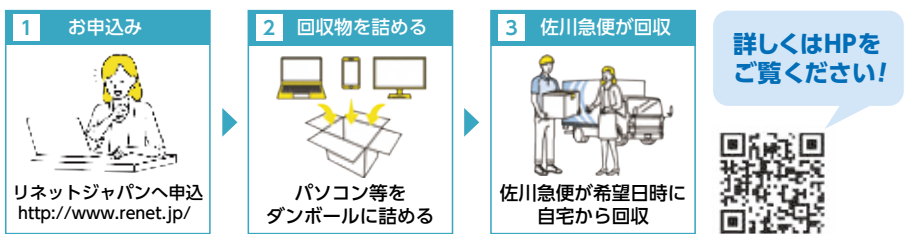
※台風により収集が行われなかった場合、臨時の収集日は設けておりません。次の収集日に出してください。



### 小型家電・パソコンの宅配便回収について

那覇市では、国の認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、宅配便による小型家電・パソコンの宅配便回収を実施しています。宅配便回収を含めたいずれかの方法でリサイクルへのご協力をお願いします。

#### ■宅配便回収を依頼する場合



リネットジャパンリサイクル(株)

TEL: 0570-085-800 時間: 10時～17時

パソコンと一緒の場合 **無料** その他の小型家電だけの場合 **1箱1,650円(税込)**



- ※無料の対象はパソコン本体を含む回収1箱の料金です。
- ※他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- ※事業所からの回収は受け付けておりません。
- ※データはご自身で消去してください。
- (無料の消去ソフトの提供などのサービスもあります。)

#### ■パソコンメーカーへ回収を依頼する場合



「PCリサイクルマーク」がついたパソコンはパソコンメーカーが無償で回収・リサイクルしています。詳しくは各メーカーへお問い合わせください。

### 那覇市指定ごみ袋と各種処理券の種類と価格など

#### ■指定ごみ袋（各10枚入り）

|          |                 |      |
|----------|-----------------|------|
| 大        | 45L (80cm×65cm) | 330円 |
| 大(取っ手付き) | 45L (86cm×67cm) | 360円 |
| 中        | 30L (70cm×50cm) | 220円 |
| 中(取っ手付き) | 30L (78cm×50cm) | 240円 |
| 小        | 20L (60cm×40cm) | 170円 |
| 小(取っ手付き) | 20L (65cm×40cm) | 180円 |
| 特小       | 10L (50cm×35cm) | 120円 |

#### ■そだごみ処理券（1枚）

|         |      |
|---------|------|
| そだごみ処理券 | 300円 |
|---------|------|

#### ■適正処理困難物処理券（1枚）

|                  |        |
|------------------|--------|
| スプリング入りマットレス     | 2,600円 |
| スプリング入りソファ2人掛け以上 | 1,940円 |
| スプリング入りソファ1人掛け   | 1,270円 |

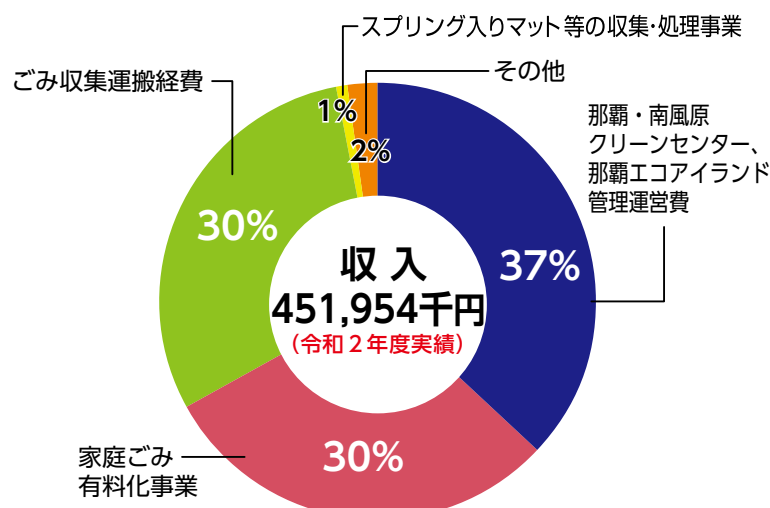


- ※指定ごみ袋、そだごみ処理券はスーパー等でお買い求めください。
- ※適正処理困難物処理券は**取扱店舗**でお買い求めください。
- ※「そだごみ」、「スプリング入りマットレス、ソファ」は事前にクリーン推進課へ収集のお申込みが必要です。

取扱店舗



### 指定ごみ袋などの収入と使いみち



指定ごみ袋などの収入はごみ処理に関する費用の約10%にあたります。